

第4回 菊川流域委員会 説明資料

菊川水系河川整備計画(方向性)

平成27年 12月 11日

中部地方整備局 浜松河川国道事務所

河川整備計画に定める事項

河川整備計画に定める事項

条文

河川整備計画

政令第10条の3
一 河川整備計画の目標に関する事項

整備計画の対象区間(案)
整備計画の対象期間(案)
河川整備計画の目標(案)
治水、水利用・流水管理、環境

政令第10条の3
二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類および施行の場所
並びに当該河川工事の施行により設置
される河川管理施設の機能の概要

主な整備メニュー(案)
治水、水利用・流水管理、環境

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

主な整備メニュー(案)
維持管理

河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
	河川の整備を行うにあたっての長期的な基本方針、河川の整備の基本となる事項 (法第16条)	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の準備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する具体的な計画 (法第16条の2)
定める事項	<p>河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>河川の整備の基本となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分 ・主要な地点における計画高水流量 ・主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 <p style="text-align: right;">(政令第10条の2)</p>	<p>河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>河川の整備の実施に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所 <p style="text-align: right;">(政令第10条の3)</p>
計画策定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備審議会の意見を聴く (法第16条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者の意見を聴く ・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く <p style="text-align: right;">(法第16条の2)</p>

菊川水系河川整備計画(方向性)

河川整備計画構成(案)

第1章 菊川水系の概要

第1節 流域及び河川の概要

項 流域及び河川の概要 治水の沿革 利水の沿革 河川環境対策の沿革

第2節 現状と課題

項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川環境の整備と保全に関する事項 河川の維持管理に関する事項 新しい課題

第2章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

第1節 河川整備計画の対象区間

第2節 河川整備計画の対象期間

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川環境の整備と保全に関する事項

第4章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川環境の整備と保全に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川環境の整備と保全に関する事項

【計画対象区間(案)】

指定区間外区間(大臣管理区間)

【計画対象期間(案)】

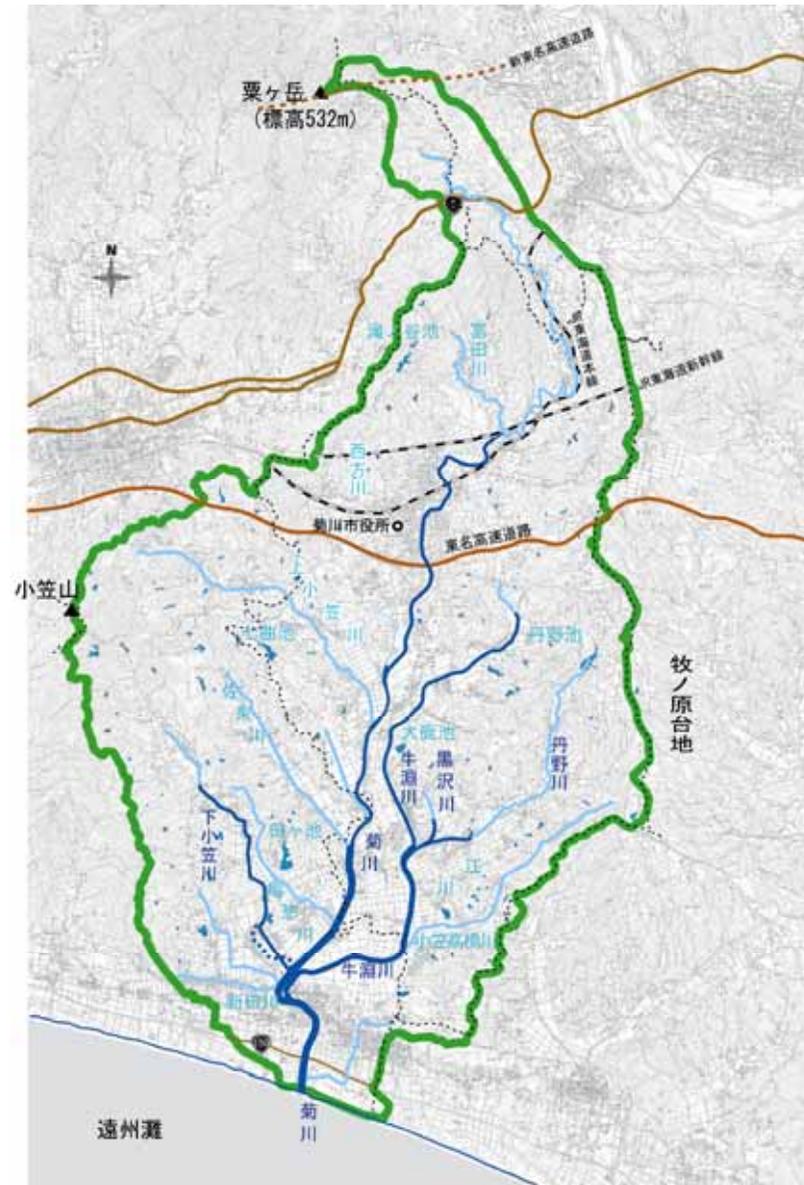
河川整備の当面の目標となる対象期間は、
概ね30年とする

菊川水系河川整備計画(方向性)

菊川流域図

【菊川流域の概要】

流域面積	: 158km ²
幹線流路延長	: 28km
流域内人口	: 約7万人
想定氾濫区域面積	: 約49km ²
想定氾濫区域内人口	: 約48千人
想定氾濫区域内資産	: 約8,806億円
主な市町村	: 菊川市、掛川市



菊川水系河川整備計画(方向性)

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

治水の目標(案)【洪水対策】

1. 現況流下能力【国安地点 約1,000m³/s】
2. 菊川水系河川整備基本方針流量【国安地点 1,500m³/s】

1 HWL(計画高水位)評価による流水能力

現時点での河川管理者の考え方

【計画対象区間(案)】

指定区間外区間(大臣管理区間)

【計画対象期間(案)】

河川整備の当面の目標となる対象期間は、概ね30年とする。

現時点の流域における社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現、並びに現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を勘案し、河道整備を行い、治水安全度を向上させる。

菊川水系河川整備計画(方向性)

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

治水の目標(案)【危機管理対策】

菊川水系では、計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合に甚大な被害が発生する恐れがある。

また、大規模地震の直後に津波・洪水・高潮に見舞われた場合にも甚大な被害が発生する恐れがある。

現時点での河川管理者の考え方

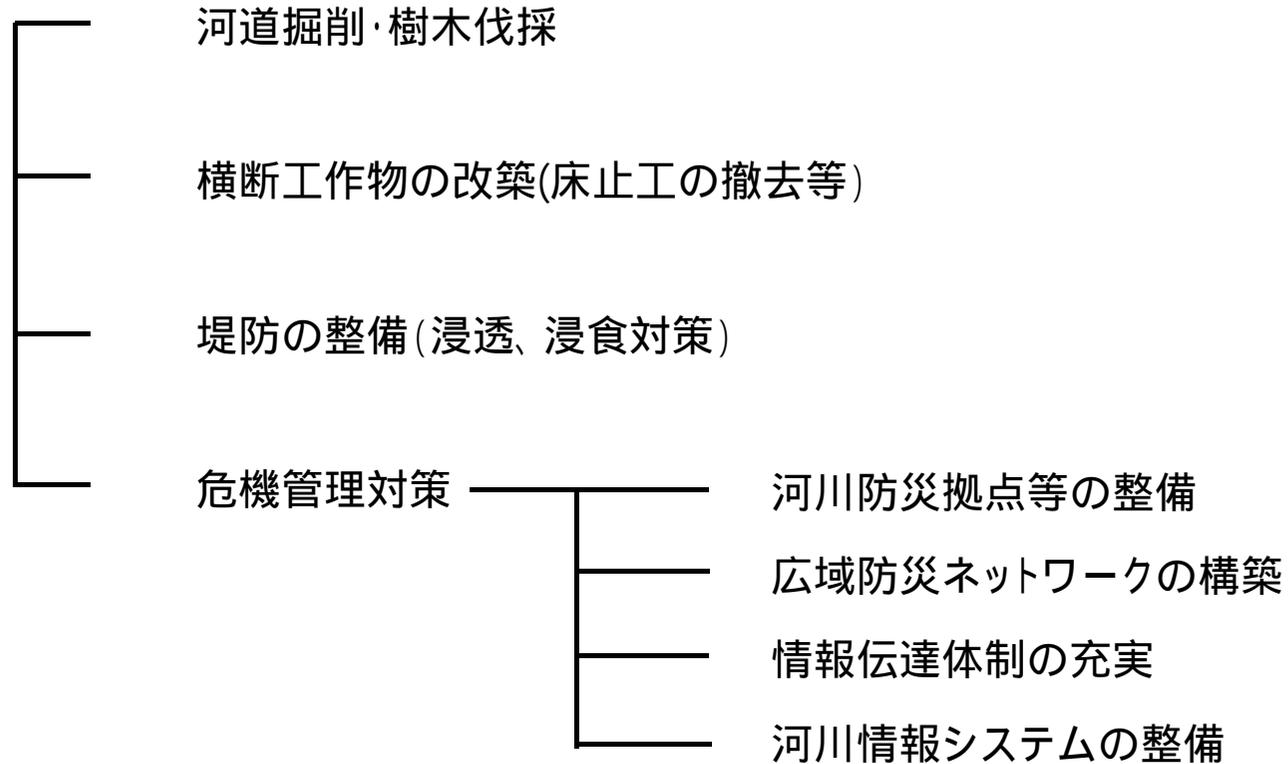
1. 超過洪水と整備途上での施設能力以上の洪水の発生を想定した危機管理対策を推進
2. 大規模な地震を想定した危機管理対策を推進
3. 迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上において施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、さらに大規模地震による津波とともに、大規模地震直後に洪水や高潮に見舞われた場合に、その被害の軽減について検討し、必要に応じ対策を実施する。

菊川水系河川整備計画(方向性)

治水の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



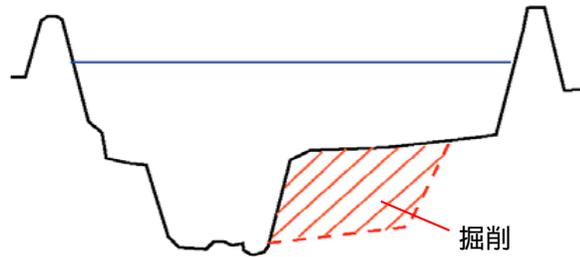
菊川水系河川整備計画(方向性)

【治水】(河川整備計画のメニュー(案))

河道掘削・樹木伐採

河道掘削により、川の断面(河積)を大きくすることにより、より多くの洪水を流下させる。

<イメージ>



横断工作物の改築等

洪水の流下に著しく阻害となっている床止工・堰について、施設管理者と連携・調節し、改築を実施する。



菊川 大石1号床止



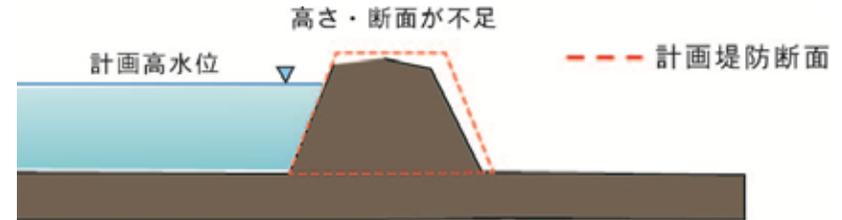
牛淵川 下平川用水堰

堤防の整備

堤防の整備

堤防の高さや断面が不足する箇所では、河道整備流量を安全に流下できるように堤防の整備を行う。

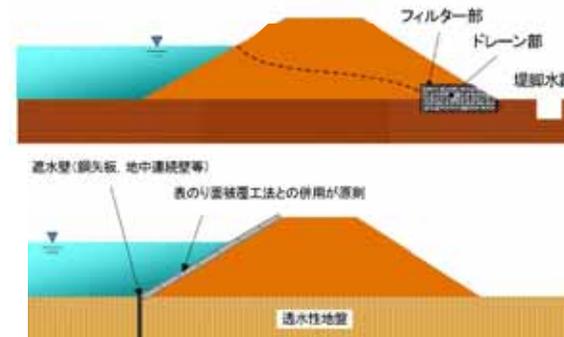
<イメージ>



水衝部において河岸浸食や局所先掘が生じている箇所については、必要な高水敷の確保や、護岸整備や根固による補強を行う

堤防の強化(浸透対策)

堤防整備と併せて浸透が懸念される箇所については、被害ポテンシャル等を検討しながら対策を実施する。



菊川水系河川整備計画(方向性)

【治水】(河川整備計画のメニュー(案))

危機管理対策

河川防災拠点等の整備

水害による被害の軽減や復旧・復興期間を短くするため、情報の収集・伝達、災害復旧活動の拠点となるとともに、水防活動に利用するための備蓄土砂を確保するため第二種側帯等を整備する。

水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材を常備する。



平田出張所敷地内の水防資材備蓄倉庫



牛淵川左岸2.1k付近に備蓄されている根固めブロック

広域防災ネットワークの構築

洪水、高潮、地震等による災害時に迅速な復旧活動を行うため、堤防道路や高規格幹線道路等をネットワーク化し、関係機関と連携しながら広域防災ネットワークの構築を図る。

情報伝達体制の充実

洪水、高潮、津波等による被害の未然防止及び軽減を図るため、地方自治体などの関係機関と連携して情報収集、伝達等を実施するとともに、地域住民の防災意識の向上を図る。



橋脚に設置された水位表示

河川情報システムの整備

河川監視用カメラの画像や雨量・水位等の防災情報は、洪水時等の緊急時に最も重要な情報であるため、重要度の高い箇所カメラ、光ケーブル、通信設備等の整備を進める。



平常時の川の様子(CCTV)



洪水時の川の様子(CCTV)

菊川水系河川整備計画(方向性)

利水の目標(案)【水利用・流水管理】

1. 正常流量【加茂地点 概ね0.5m³/s】

現時点での河川管理者の考え方

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の生息または生育環境に配慮しつつ、引き続き合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と調整しながら流況改善に努める。

また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

菊川水系河川整備計画(方向性)

環境の目標(案)

現時点での河川管理者の考え方

菊川特有な環境が生み出す動植物の生息・生育・繁殖環境と、地域の歴史と文化を育んできた空間が調和した川づくりを目指す。

自然環境：菊川には、河口部の小規模な干潟や河口砂州、河道内のヨシ原や水際植生などの環境に重要種を含む様々な生物が生息している。これらの動植物の生息・生育・繁殖機能について、経過監視により環境の変化を把握し、良好な環境の保全・創出を図る。

水質：河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、河川環境の現状を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。また水生生物調査等の活動を通じて地域住民への啓発を行う。

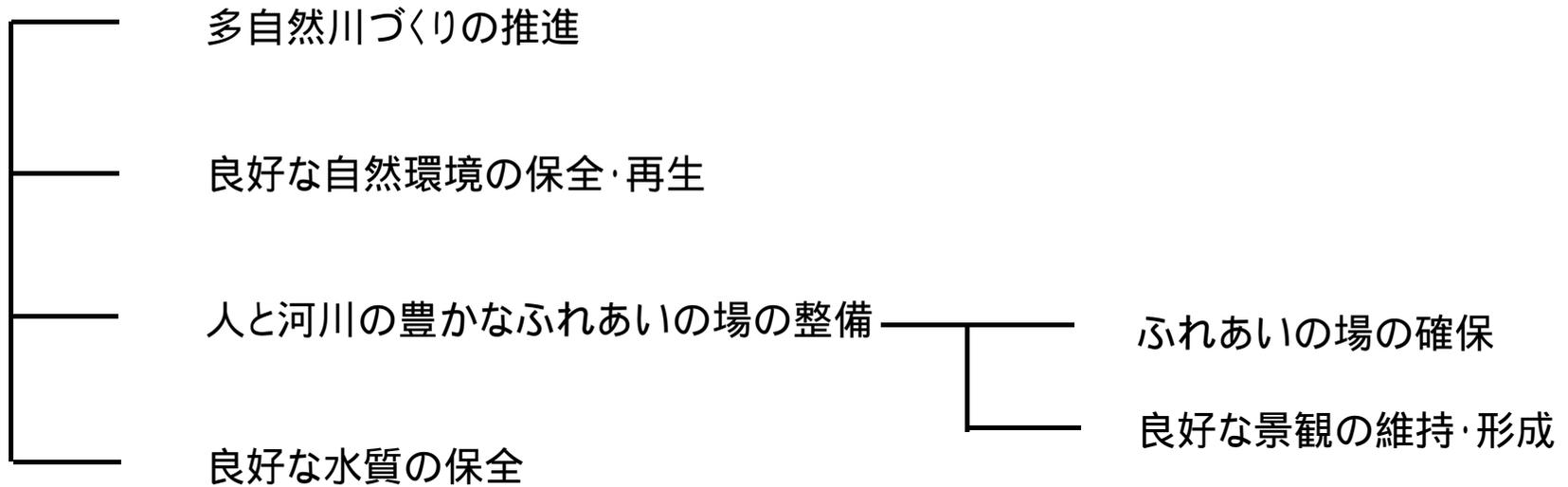
景観：治水との整合を図りつつ、河口部の小規模な干潟や河口砂州、中流部の瀬・淵等の保全に努めるとともに、既存の良好な河川風景、地域に調和した良好な河川景観の維持・形成に努める。

河川利用：関係機関と連携し、菊川水系を特徴付ける歴史的、自然的、文化的な河川景観や良好な水辺景観の保全・整備をはかる。また、地域住民等の身近な憩いとやすらぎの場や多様なレクリエーション、環境教育の場として、自然環境との調和を図りつつ適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める。

菊川水系河川整備計画(方向性)

環境の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



菊川水系河川整備計画(方向性)

【環境】(河川整備計画のメニュー(案))

多自然川づくりの推進

- 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。
- 河川水辺の国勢調査の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携して、菊川とその周辺の良好な河川環境の保全・創出に努める。

良好な自然環境の保全・再生

- 多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。
- 外来種については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行っていくとともに、地域と連携した駆除等の対策に努める。

人と河川の豊かなふれあいの場の整備

ふれあいの場の確保

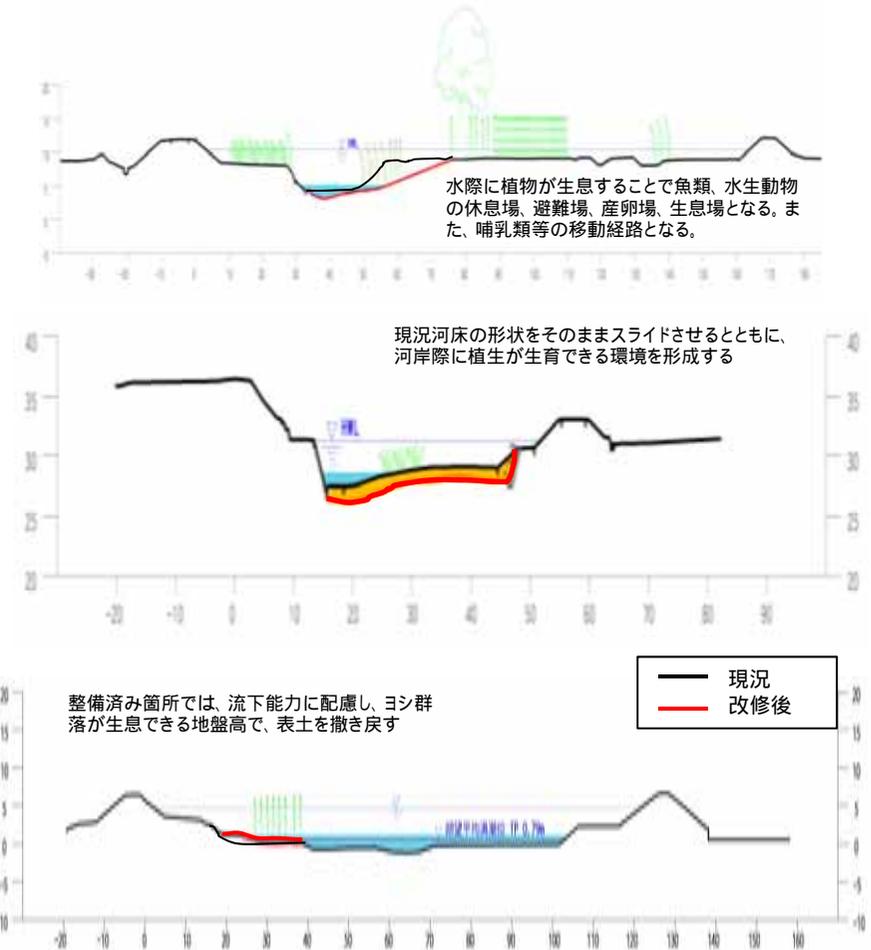
- 関係機関と連携し、菊川水系を特徴付ける河川景観や良好な水辺景観の保全・整備を図る。菊川への関心を高めるために、憩いの場や交流の場として利用される親水施設を通じて、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。

良好な景観の維持・形成

- 河口部の小規模な干潟や河口砂州、中流部の瀬・淵等の保全に努めるとともに、既存の良好な河川風景、地域に調和した良好な河川景観の維持・形成に努める。

良好な水質の保全

- 関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。
- 水生生物調査等の活動を通じて、地域住民への啓発を行う。



- ◆ 現在の良好な自然環境を保全しつつ、生物の生息場、避難場、産卵場、哺乳類等の移動に配慮する。
- ◆ 改修事業で変更した箇所においては、元の環境に近づけるよう、流下能力に配慮しつつ掘削土の蒔き出し等を行う。

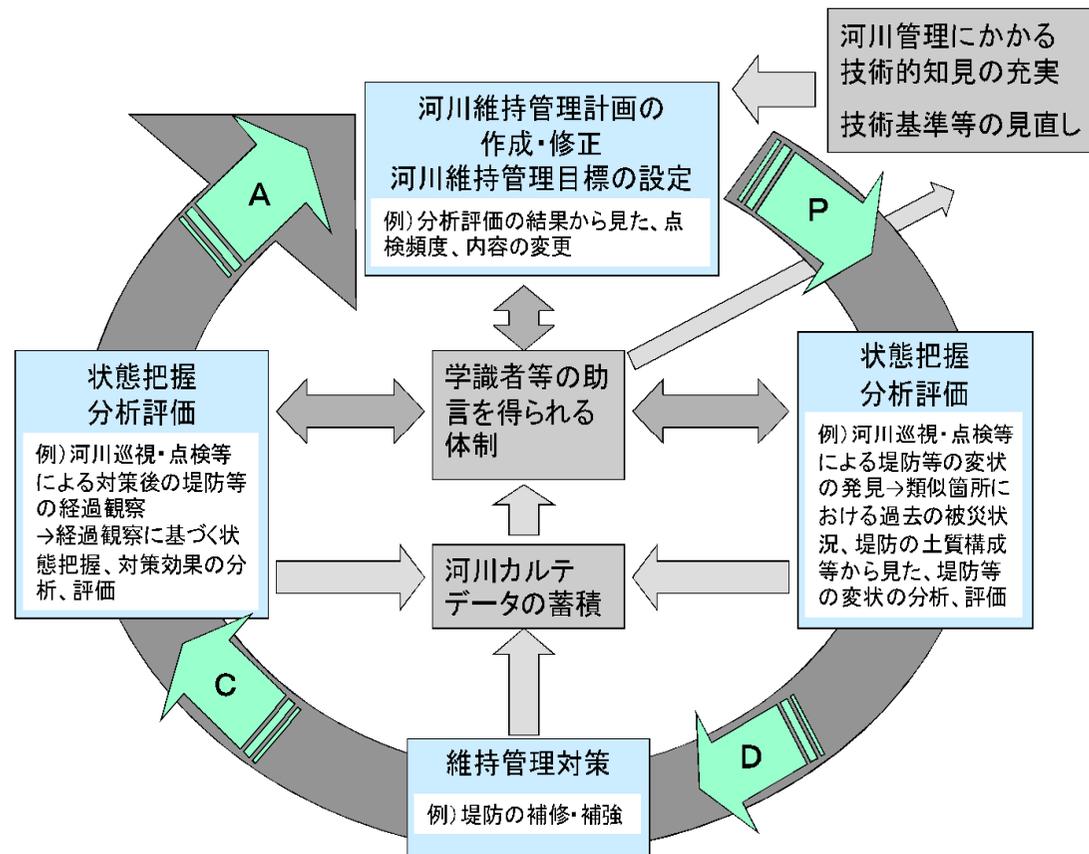
菊川水系河川整備計画(方向性)

維持管理の考え方(案)

維持管理の実施にあたっては、菊川の河川特性を十分に踏まえ、概ね5年間を対象に、「菊川河川維持管理計画」を作成し、適切に維持管理を行う。

平常時より河川や河川管理施設について継続的・定期的に水文・水質調査や河川縦横断測量等の調査、河川巡視等による点検を行い状況を把握し、計画的な河川管理施設の修繕等を行う。

河川の状態変化の監視、点検結果等を基に河川状態を評価し、維持管理計画を見直し、サイクル型維持管理を行う。



菊川水系河川整備計画(方向性)

維持管理の主な整備メニュー(案)

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減

- 水文・水理調査
- 河川の測量・調査
- 河道の維持管理
 - 河床・河岸の維持管理
 - 樹木の維持管理
- 堤防の維持管理
 - 堤防の維持管理
 - 堤防除草
- 水門等施設の維持管理
- 水門等施設の老朽化対策
- 許可工作物の適正な維持管理
- 不法行為に対する監督・指導
- 出水時等の危機管理対策
- 水防に関する連携・支援
- 地震及び津波発生時の対応

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- 平常時の流量管理
- 渇水時の対応
- 適正な水利使用の促進

河川環境の整備と保全

- 河川環境調査
- 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
- 水質調査及び良好な水質の保全
- 流下物及び投棄物対策
- 良好な景観の維持
- 河川敷地の適正な利用の促進
- 河川利用の安全対策
- 地域との協働による維持管理の推進

「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」の河川整備計画のメニューは次回以降の委員会で示します。

菊川水系河川整備計画(方向性)

【維持管理】(河川整備計画のメニュー(案))

洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

水文・水理調査

雨量・水位・流量観測、水質観測等により、現状の流水の状態を把握し、治水・利水計画の検討、洪水時の水防活動、維持流量検討、河川環境の整備と保全のための基礎データの収集を行う。

河川の測量・調査

現況河道の流下能力、河床の変動状況を把握するため、定期的に縦横断測量等を実施する

河道の維持管理

河道内の樹木の繁茂による河積阻害や乱流による河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂の状況を監視し必要に応じ伐開等を行う。

伐開した樹木の処理にあたっては、コスト縮減を踏まえながら有効活用を図り、環境負荷の低減に努める。

堤防等の維持管理

日常の巡視、点検による堤防の状況把握と、洪水時の早期発見による不具合箇所の適切な対応と機能の維持を図る。

堤防の機能及び河川の状況把握の環境整備のため、堤防除草等による適切な管理を実施する。

水門等施設の維持管理

定期的な点検・整備により、構造的な機能等を確保する。

水門等施設の老朽化対策

施設の信頼性の向上と長寿命化に向けた補修・更新を実施する。

許可工作物の適正な維持管理

定められた許可条件に基づき適切に管理されるよう、許可工作物の設置管理者に対し適切な指導を行う。

菊川水系河川整備計画(方向性)

【維持管理】(河川整備計画のメニュー(案))

洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

不法行為に対する監督・指導

不法占用等については、違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と調整・連携して取り込む。

出水時等の危機管理対策

水防警報等の迅速な発表を行い、関係機関へ確実な情報連絡を行い、洪水被害の防止及び軽減に努める。

平常時の洪水対応演習等により、水防管理者等に迅速に情報を伝達するとともに、報道機関等と連携を図り、地域住民へのわかりやすい情報の提供に努める。

水防に関する連携・支援

各水防管理団体等と連携し、講習会等により水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。

広域的な災害等が発生した場合には、所有する排水ポンプ車や照明車等により、自治体への災害支援を実施する。

地震及び津波発生時の対応

地震及び津波災害の発生時には、関係機関と連携し情報の収集及び伝達を適切に実施する。大規模地震が発生した場合には、施設等の巡視・点検を実施し、二次災害の防止を図る。



違法行為の抑制



合同巡視の様子



水防訓練の様子



水防連絡会の様子

菊川水系河川整備計画(方向性)

【維持管理】(河川整備計画のメニュー(案))

河川環境の整備と保全

河川環境調査

河川環境の保全、監視を図るため、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施する。

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

定期的なモニタリングにより継続的な監視をし、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図っていく。

外来種について、定期的なモニタリングにより継続的な把握・監視を行うとともに、地域と連携した駆除等の対策に努める。

水質調査及び良好な水質の保全

定期的な水質調査等により河川の水質を継続して監視する。
広く情報提供を行うことで水質改善を啓発し、流域一体となった水質の保全に努める。

水質事故の被害を最小限に食い止めるため関係機関と連携し、地域一体となった取り組みを強化する。

流下物及び投棄物対策

洪水時の流下阻害となる流木・ゴミ等の流下物、不法投棄されたゴミ等について、地域住民や自治体等関係機関と連携し、適切に除去する。

流木処分は有効活用やリサイクル等の推進に努める。

河川景観の保全

菊川水系を特徴づける自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持・形成されるよう努める。

河川利用の適正化

地域住民や関係機関などと連携し、バランスのとれた自然環境の保全と河川空間の適正な保全・利用を図る。

河川利用マナー向上、マナー遵守の啓発、必要に応じて河川利用者とのルールづくりなどの取り組みにより、適正な河川利用の推進を図る。

河川利用の安全対策

河川の安全な利用の向上を目指して、危険個所の把握、解消及び注意喚起等に努めるとともに、関係機関と調節・連携し、対策を実施する。

安全な河川敷利用・水面利用の推進に向けて、河川利用者等への啓発活動の推進に努める。

地域との協働による維持管理の推進

身近な自然である菊川に親しむための活動を、地域住民やNPOなどの関係機関と一体となって実施する。

河川清掃活動、河川愛護啓発活動など地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった河川管理を推進する。